

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する告示に  
ついて

**1 改正の趣旨**

法令等の課題の検討について（防官文第843号。令和3年1月25日）において、法令及び告示並びに訓令、通達等の内部規則について、時代にそぐわないもの、不合理に活動の制約になっているものを適切に見直すこととされたことを踏まえ、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）について、所要の改正を行う。

**2 改正の概要**

帯広防衛支局又は熊本防衛支局の管轄区域内に所在する者が、北海道防衛局長又は九州防衛局長に対し、防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金等の申請等を行う際に、当該地方防衛支局の長を経由しなければならないとする規定を削る。（第10条関係）

**3 施行期日**

令和5年4月1日

**4 意見公募手続**

令和5年2月6日から同年3月7日まで